別記（第●条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（取扱責任者等の報告）

第２条　乙は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱責任者及び取扱者を、甲に書面で報告し、その者に個人情報取扱特記事項を遵守させなければならない。

（取扱場所の報告）

第３条　乙は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱場所を、甲に書面で報告し、当該取扱場所で業務を行わなければならない。

（秘密の保持）

第４条　乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（漏えいの防止等）

第５条　乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第６条　乙は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第７条　乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

　（複写又は複製の禁止）

第８条　乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第９条　乙は、業務に係る個人情報を取り扱う事務は自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。この場合にあっても、乙は当該第三者の監督責任を負うものとする。

（資料の返還等）

第１０条　乙は、業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに返還し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（調査）

第１１条　甲は、業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、業務の処理状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、乙はこれに応じなければならない。

（事故発生時の報告）

第１２条　乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（契約の解除等）

第１３条　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。賠償額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（罰則の適用）

第１４条　個人情報の保護に関する法律に規定する罰則は、この契約に係る個人情報の取扱いにおいて適用する。